

論文

胡惟庸・林賢事件についての歴史叙述

―洪武年間の日明関係を理解するために

大西 信行

キーワード

日明関係 洪武帝（朱元璋・明太祖） 足利義満 懷良親王 胡藍の獄

はじめに

洪武一九年（一三八六・至徳三）一〇月二五日、明の首都南京において、寧波衛指揮であった林賢という人物が日本と通謀して謀叛に關与したという罪状で、一族の男性もろとも処刑された。その謀叛の首謀者とされた人物は、林賢の処刑から遡ること六年前の洪武一三年正月に処刑された中書左丞相胡惟庸であった。

胡惟庸・林賢によるこれら二つの事件（以下、「両事件」）は、洪武年間の日明関係のありようを復元し、そして理解するためには非常に重要な事件であるにもかかわらず、史料の量的な制約もさることながら、史料の性格の特殊性――それは、明代初期という中国史上のなかでも皇帝権力による統制が非常に強かったという当時の状況に規定されたものである――に規定されながら研究が行われてきたように見受けられる。

両事件については、多くの東洋史研究者が捏造された罪状によって処刑されたと考えるのに対して、<sup>1</sup>村井章介氏は両事件自体にはフレームアップの要素が強いとしても、当時の明朝内部にいた反皇帝勢力が日本やモンゴル（北元）と連携しようとしており、その連携がなければ、当該期の足利義満の明に対する不遜な態度は説明できず、両事件の史料上の叙述にはそのような明・日本・モンゴルの状況が反映しているとする。<sup>2</sup>

東洋史研究者が両事件を捏造と考えるのは、両事件が洪武年間に起こった一連の疑獄事件―洪武九年（一三七六）の空印の案を皮切りに洪武二十年の藍玉の獄までくり返された一環と考えられるからであり、筆者もその点は同じ理解に立っている。その一方で、その一連の疑獄事件が「捏造された」というとき、史料が語ることをそのまま受け取ることができないことは確かだとしても、どのような点が、どのように「捏造」されているのが、先に述べた史料の状況もあって、いまひとつ曖昧であることもまた確かである。

そこで、本稿ではその曖昧さを少しでも解消するための基礎作業として、冒頭で言及した両事件について、明代に關する史籍、なかでも正史にあたる『明史』や皇帝の治世ごとに編纂された実録、そして日本研究書や地方誌などの

地誌の類に収められた両事件についての史料に着目し、その叙述がどのようなものであったかを追いつながら、両事件の叙述がどのようになされ、そして変化していったかについて明らかにしつつ、どのようなことが確実な事実として復元できるのかについて考えてゆきたい。<sup>3</sup>

一四世紀後半を中心とする時期の日明関係に関心を持つ筆者が、これらの事件に注目する理由は、この両事件が洪武年間の日明関係史を再構築するうえで非常に重要だと考えられるからである。この林賢事件に関する先行研究のなかで、両問題に的を絞り、関連史料を最も詳しく分析したのは陳尚勝氏である。同氏の論文は、全文は日本語に翻訳されておらず、檀上寛氏がその結論の骨子を説明する形で引用するのみである。<sup>4</sup>本稿では、檀上・陳両氏の成果を受け継ぎつつ、筆者が新たに発見した史料も加えながら、これらの事件に関する史料上の叙述がどのようになされ、どのように変化していくのかを検証してゆきたい。

## 一 胡惟庸の謀叛「発覚」とその後の措置

### 1 洪武一三年段階の胡惟庸の謀叛に関する記事

まずは、洪武一三年の胡惟庸の獄に関する明朝の「公式見解」<sup>5</sup>ともいえる、『明太祖実録』の記事を確認しておく

たい。なお、今日に残る『明太祖実録』は、三修されたものであり、完成したのは永楽一六年（二四一八）のことである。

甲午。御史中丞涂節、左丞相胡惟庸、御史大夫陳寧等と謀反し、及び前に誠意伯劉基を毒殺せる事を告す。廷臣に命じて審録せしめ、上時に自ら之を臨問す。初め楊憲の誅せられてより、惟庸中書の政を総ふるは、上の信任の重きを以てするなり。専ら威福を肆にし、生殺黜陟、奏せずして行ふ者有り。内外諸司の封事入奏、惟庸先づ之を取り視て、己を病むる有らば、輒ち匿して聞せず。（中略）指揮林賢をして下海して倭軍を招き、期を約して来会せしめ、又元臣封績を遣はし、致書して元に称臣し兵を請ひて外応を為さしめんとするも、事皆な未だ発せず。惟庸の子馬に乗りて市に馳驟するに、馬輓轡の中に奔り入りて傷死するに会ふ。惟庸即ち是の輓轡の者を殺す。上怒りて其の死を償ふを命ず。惟庸金帛を以て其の家に給するを請ふ。上許さず。惟庸懼れて乃ち善長及び涂節・陳寧等と事を起こすを謀る。便ち人を遣はして陰かに四方及び武臣の己に従ふ者に告げしむ。上日朝惟庸等の舉措の異恠有るを覺り、涂節事の覺るを恐れ、乃ち上に變告す。時に商嵩の謫降せられて中書省の吏と為るも、

史苑（第八四卷第二号）

亦た惟庸の陰事を以て来告す。上曰く、「朕惟庸の輩に負はずして、何ぞ是に至るを得んや。」と。群臣に命じて更訊せしむるに、惟庸辞窮し、隠す能はず、遂に実を吐く。

この記事によると、胡惟庸は林賢を日本に、封績をモンゴルに派遣して謀叛への協力を求めるも、実行に移されないうちに涂節および商嵩の密告によって謀叛の企みが露見した。そして、洪武帝直々の尋問を受けた胡惟庸は進退窮まって自白したとある。問題はその「自白」の中身である。この記事では既に建国の元勳である李善長や寧波衛指揮的林賢の名前が挙がっているが、李善長が処刑されるのは洪武二三年（一四九〇）、林賢については洪武一九年（一四八六）のことである。ならば、どうして李善長ならびに林賢はこの時に連坐しなかったのであろうか。

林賢に関しては、その後『明太祖実録』には全く記事が見えないものの、李善長については、胡惟庸が処刑された日の条に、群臣たちが彼を処刑することを請うたものの、洪武帝がそれを認めなかったという記事が見える。

群臣又李善長・陸仲亨等を誅するを請ふ。上曰く、「朕初めて兵を起こしし時、善長軍門に来謁して曰く『天有り日あり』と。是の時朕年二十七、善長年四十一、言ふ所多く我が意に合ひ、遂に掌簿を命ず。賛を書き

## 胡惟庸・林賢事件についての歴史叙述（大西）

て計画し、功成りて爵するに上公を以てし、女を以て其の子に与ふ。（以下略）此れ皆吾が初めて起ちし時の腹心股肱なり。吾之を罪するに忍びず。其れ問ふ勿れ」と。<sup>5)</sup>

この記事に拠れば、洪武帝は自分が挙兵したとき以来の股肱の臣であり、姻戚でもある善長を罪に問うのは忍びない、追及をやめさせている。しかし、彼を告発した群臣たちはそれで納得するのだろうか。現に胡惟庸を告発した涂節は処刑されている。この点を考えると、やはり当該記事を鵜呑みにすることはできず、現在残る形での『明太祖実録』の編纂までに潤色が加えられていると考えるべきであらう。

## 2 林賢の謀叛事件に関する同時代史料とその考察（1）：時間軸の問題

胡惟庸の謀叛事件に関する厳密な意味での同時代史料は管見の限り見当たらない。一方で、林賢の謀叛事件については、『御製大誥三編』に、彼に関する記事が収められている。同書は『御製大誥』および『御製大誥統編』の統編である。これらは、洪武一八年から翌年、つまり林賢のたくらみが「発覚」し、処刑されるまさにその年にかけて相次いで編纂・刊行された、官僚・民衆の不正ならびにそれらに対する処罰の事例を述べた訓戒書である。これらの書

は、都および各地の教育機関、さらには民間の塾に配布され、学生や塾生たちは暗唱を義務づけられた。そして同書を所持していれば、罪一等を減ぜられたらしい。<sup>6)</sup>つまり、洪武帝の統治姿勢を濃厚に反映した書であり、やはり利用にあたっては内容を慎重に検討する必要がある。まずは記述の内容を確認したい。

前明州衛指揮林賢、兵を帥めて守禦し、以て東海に備ふ。任ずる所の職、務は士卒を精操するに在りて、古の名將に倣ひ、務は軍民安妥を要とし、境の内外をして虞れ無からしめ、忠を竭して上に事へ、父母を顕揚し、其の身名を貴むれば、榮は妻子に及び、諸將の名と<sup>も</sup>同に史冊に書かるること垂年不朽たり。豈に偉ならざらんや。①本官出海して倭を防ぎ、接いで日本国王使者帰廷用の方物を入貢するに至る。②其の指揮林賢移文して都府に赴き、都府軼奏し、朕礼を以て送り来りて京に至るを命ず。③其の帰廷用王事既に畢り、朕賞厚くして帰らしめ、仍ねて指揮林賢に命じて東海に送り出し、既に本国に帰る。④期せざりき指揮林賢当に京に在りて随駕せるの時、已に胡惟庸と交通し、党弊を結成せしとは。⑤帰廷用の帰るに及びて、胡惟庸宣使陳得中を遣はし密かに<sup>も</sup>与に設計し、林指揮をして帰廷用の進貢せる船隻を<sup>も</sup>將て、<sup>も</sup>仮りて倭寇の船隻と

作して失錯に打ち了り、⑥分くるに朝廷の賞賜を用いて、却つて乃ち中書に移文して申稟せしむ。⑦胡惟庸、伴言して林指揮の過ちを奏し、⑧朕指揮林賢を責め、就ちに日本に貶し、居ること三年。⑨胡惟庸暗かに廬州人の中書宣使に充てたる李旺なる者を差し、私かに日本に往きて取回し、就ちに日本国王の兵を借り、仮りて進貢来朝を作し、意は乱を作すに在り。其の来たる者正使如瑤蔵主・左副使左門尉・右副使右門尉、精兵の倭人の帶甲せる者四百余名を率ゐ、倭僧外に在り。⑩至れるころ、胡惟庸已に誅戮せられ、其の日本精兵就ちに雲南に発して守禦せしむ。洪武十九年朕本人をもって法司に命じて造反の情由を問出さしめ、族誅し了当せり。嗚呼、人臣の不忠なる者は如し。(中略)其の指揮林賢年將に六旬ならんとし、又人を輔けて乱を為すを將て、黔黎の寧からず、所在を傷生するを致すは、豈に罪を天人に得ざる者ならんや。遂に十九年冬十月二十五日賢を京師大中橋に將てし、男子の幼より出づる者も皆な之に誅せらるるに及ぶ。妻妾は之を婢とす。

この史料から、日本国王使の朝貢に関する事項を書き出すと左の通りとなる。なお、史料上の傍線を附した部分がそれに該当し、①〜⑩までの番号をそれぞれ振っている。

史苑(第八四卷第二号)

- ① 倭寇防衛の任にあたっていたとき、日本国王使帰廷用の朝貢に接した。
- ② 林賢は朝貢使の一行を護衛して都の南京にやって来た。
- ③ 帰廷用の帰国に際して、洪武帝は林賢に出国までの護衛を命じた。
- ④ その間、林賢は南京滞在中に胡惟庸と接触し、その一味となった。
- ⑤ 胡惟庸は陳得中を林賢のもとに遣わして、密かに一計を案じ、林賢に帰廷用が帰国する船を、倭寇の船とわざと誤認して捕らえさせた。
- ⑥ 林賢が倭寇の船を捕らえた旨を中書省に告知して賞賜を受けた。
- ⑦ 林賢が朝貢使の船を誤認して捕らえたことを胡惟庸が奏上した。
- ⑧ 洪武帝が林賢を日本に貶謫し、林賢は日本で三年を過ごした。
- ⑨ 胡惟庸は李旺を通じて林賢を呼び戻し、その際に日本国王に出兵を求めた。そのときの日本国王使は如瑤であった。兵士四百人余りと僧侶が如瑤に従い、朝貢を装って乱を起こすつもりであった。
- ⑩ しかし、如瑤一行が到着したときには、胡惟庸はす

でに誅に伏しており、日本の兵士は雲南に守備兵として送られた。

この経緯について、陳尚勝氏は、全く時間の経過が記されていないことを不審な点の第一に挙げている。一方で、日本からやって来た使節の名前が記されていることから、①～⑩の出来事がいつ起こったのかについてのおおよその復元は可能であり、この点は陳氏も認めている。『御製大誥三編』の記事に見える「帰廷用」は、これまでの諸先学も指摘してきたとおり、『明太祖実録』洪武九年四月甲申（一日）条に日本国王使として名前がみえる「圭庭用」と間違はなく同一人物であろう。そして、この「帰廷用」／「圭庭用」は、村井章介氏が比定するように、山城宝福寺住持の廷用文珪のことであろう。この人物は、北朝の後光厳天皇から勅額をうけ、後円融天皇の命で明にやって来たことが、洪武帝のブレンである宋濂の文章に記されていることから、北朝とのつながりが深い人物だと同氏は指摘する。つまり、洪武九年の日本国王使の実際の派遣主体は、懐良や九州南朝勢力ではなく、北朝ないし室町幕府ということになる。そして、⑨に名前が見える如瑤は、『明太祖実録』洪武一四年七月戊戌（一五日）条に日本国王使として名前が見え、この如瑤こそが、洪武帝の激しい怒りを買って、それを受けて礼部が日本国王と日本征夷（大）将軍に

宛てた激烈な内容の二通の移書——それらは『明太祖実録』や『高皇帝御製文集』に収められている——を発するきっかけとなる使者である。この時の使者であった如瑤は、その通字の「如」からして臨濟宗宏智派の別源円旨（一二九四～一三六四）の門弟の可能性が高いことが橋本雄氏によって指摘され、同氏はそこに北朝・室町幕府がこの時の遣使に関与した可能性を見いだす。筆者も、この時の二通の移書のうち、将軍に宛てた移書の中で国王使の如瑤の言動に言及していることから、この橋本氏の推論は蓋然性が高いと考える。

史料の内容に話を戻すと、帰廷用（圭庭用／廷用文珪）の一行は、洪武九年中に日本を離れたと考えられ、その一行を林賢が誤認逮捕し、林賢が三年にわたって日本に貶謫されることになった。そうであれば、林賢の日本流謫は、洪武九年中あるいは遅くとも翌一〇年の早い時期ということになる。そうすると、胡惟庸が林賢を呼び戻し、謀叛を実行に移そうとしたのは、洪武一二年もしくは洪武一三年初頭でなければならぬ。しかし、実際に如瑤とともに林賢が明に戻ってきたのは洪武一四年のことである。この一年ないし二年のズレを陳氏はこの事件が虚構であることの重要な根拠の一つとする。その点、筆者も異論はない。『御製大誥三編』に書かれている内容がどの程度事実に基づ

き、どの程度架空のことがまぎれ込んでいるとしても、また、林賢が行った実際の不正がいかなるものであったとしても、<sup>⑩</sup>同書が同時代史料である以上、林賢が処刑されたことを当時の人々が納得するようには書かれているはずである。それにもかかわらず、基本的な時間関係に齟齬があるということは、同時代の人に罪状を知らしめるための要点はそこにはなく、この記事の表題が「指揮林賢胡党」であることが端的に示すように、林賢が胡惟庸の一味であることなのである。

はじめに述べたとおり、胡惟庸が処刑されたのは洪武一三年の正月である。よって、胡惟庸が林賢を呼び戻すのは、洪武一二年中でなければならぬし、使者の入明は胡惟庸の処刑後でなければならぬ。上の記事においては、その点の整合性だけは確保されている。その上でなお、林賢の日本への流謫や胡惟庸の謀叛への荷担という事実はないかという点ではないかと疑わせる点が、陳氏が指摘する点以外にもある。

それは、如瑤が「精兵四百余名」を連れてきていることについてである。不思議な点は、この「精兵」たちは謀叛に荷担するつもりで明に入ったものの、謀叛は実行に移されず、雲南に流されてそこで防備に充てられたと史料は語っている。「精兵」たちが雲南に流されたというところは、

謀叛の企み自体は洪武一四年の段階で発覚していることになる。ならば、如瑤に日本から随行してきた林賢は、同年の時点で厳しい取り調べを受けていて然るべきである。しかし、その形跡はないし、『明太祖実録』も、如瑤の朝貢記事に未遂の謀叛事件のことは載せない。さらに、謀叛を加担しようとした兵士を辺境の警備にあてるといふのもかなり不可解である。実際に雲南に流されたのは、入明するはずもない兵士ではなく、この史料では「外に在り」とされた僧侶たちだったのである。<sup>⑪</sup>「指揮林賢胡党第九」のナラティブにおいては謀叛に荷担した勢力が問題なのだから、わざわざ「倭僧外に在り」などと書く必要はない。このようなことが書かれるのは、実際に入明していて雲南に流されるといふ憂き目に遭った僧侶たちと、実際にはいなかった兵士たちを混同させるための「目眩まし」であろう。そして何よりも、朝貢使の一行が内部の謀叛勢力と通謀して実際に武力行使を目論んでいたということが実際にあれば、その時点で洪武帝は対日断交を決意したのではないか。実際には非常に激烈かつ恫喝の内容ではあるが、改めて朝貢を促す移書を礼部に送らせているし、陳氏も指摘するところ、その移書では謀叛のことには一切触れていない。<sup>⑫</sup>そのことが胡惟庸・林賢が日本と共謀して謀叛を企んだという事実がないことを端的に示すのではないか。

### 3 林賢の謀叛事件に関する同時代史料とその考察（2）： 時間軸以外の問題

前節では、林賢の謀叛事件に関する唯一の同時代史料と  
いってもいい『御製大誥三編』所収の「指揮林賢胡党第九」  
について、主に時間軸の面から考察した。その結果、洪武  
一三年に起こった胡惟庸の疑獄事件や日本国王使の入貢と  
何とか関連付けようとしているものの破綻が見えることを  
指摘した。やはり林賢の罪状は事実ではなく捏造されたも  
のなのだろうか。本節では引き続きこの問題を検討したい。

陳氏は、前節で扱った時間軸の問題以外にも、いくつか  
の点を挙げ、林賢の謀叛事件の事実性を否定する。冒頭で  
も述べたとおり、当該論文は日本語には訳されていないの  
で、その論点を要約しつつ、あらためて考察してみたい。  
陳氏が挙げる二点目の疑問は、林賢が日本に流謫された  
とする問題である。

洪武年間初期には、洪武帝はかつて天下を争った政敵の  
子孫を関係の深い朝貢国に流謫していたが、朝貢船と倭寇  
の船を誤認する程度で外国、まして高麗に較べてはるかに  
関係のよくない日本に流謫するだろうか。というものであ  
る。

陳理・明昇の両人が実際に高麗へ送られたことについて  
は、『高麗史』でも確認ができる。しかも、階上で対面す

るものの、拜礼が終わった後は、明に赴いた使者の下座に  
着するなど、決して丁重とはいえない扱いであった。この  
時の国王は恭愍王で、明に対して極めて忠実な態度を取っ  
た王であり、この王の在位中の明・高麗関係は良好であっ  
た。たしかに、臣従の意思を示して、かつ洪武帝がその支  
配者を国王として認めた国であれば、流謫した人物の扱い  
も明側の意向どおりであることが期待できるので、流謫先  
として機能するだろう。しかし、帰廷用は、倭寇が明の沿  
岸地域に被害を及ぼしていることについて謝罪はしたもの  
の、この時の上表文については、「表語不誠」を責められ  
ている。陳氏の指摘するとおり、そのような状況で洪武帝  
が日本を流謫先を選ぶとは考えられない。

次に陳氏は三点目の疑問として、林賢を日本に流謫した  
結果を挙げる。

仮に『御製大誥』が史実だとして、犯罪人として日本に  
やって来た林賢が日本から予定どおりに明に戻るのか、  
あるいは命そのものが保証されないのではないか、さらに  
は、林賢が日本国内で活動したとするなら、どうして一切  
史料が残っていないのか、という疑問を提示する。

日本側に史料が一切残っていないことについては、ある  
いは偶然の結果という説明は可能かもしれないが、朝貢船  
を誤認逮捕した人物をその派遣元の国に流謫するというの

は、やはり不自然である。洪武帝が林賢を日本に流謫したという事実はなかったと考えるのが自然である。

そして、四点目として、林賢の帰国の方法にも疑問を投げかける。

仮に、洪武帝によって日本に流謫された林賢を胡惟庸が呼び戻したなら、なぜ、洪武一四年の時点で林賢は処刑されず、その後も生きていたことができたのか、ということである。洪武帝が流謫した人物が日本からの朝貢使をともなうて戻ってくるというのも不自然である。しかも、前節でも確認したとおり、『御製大誥』の記述のなかでは、その朝貢使が胡惟庸の謀叛に加担しようとしたことが洪武一四年の時点で明らかになっているのである。林賢が如瑤一行と行動を共にしていたならば、やはり謀叛計画が発覚した時点で肅清の憂き目に遭っていただろう。

陳氏は、以上の五点の疑問に対するまとめとして、林賢の事件の事実性を否定する。

筆者も基本的にそれに異論はなく、最低限の辻褄合わせは行われているものの、『明太祖実録』など他の史料との整合性はおろか、史料内部での不整合も多々見られる以上、やはり、林賢が日本へ行ったこと、日本国王が使者如瑤とともに軍隊を送り込んで胡惟庸の謀叛に加担しようとしたことはあり得ないと考える。

## 二 一六世紀以後の史料にみえる林賢事件

### 1 『明史』日本伝の語る林賢事件の内容

前章では、胡惟庸・林賢の事件について、最も根本的な史料であるが、作為に満ちてもいる『御製大誥三編』所収の「指揮林賢胡党第九」について検討を加えてきた。本章では、時代が下ってから成立した記事についてみていきたい。

まずは、この事件に関する史料として有名な『明史』日本伝の記事を確認したい。なお、「二十四史」と総称される中国の正史のひとつである『明史』が、張廷玉らによって完成したのは清の雍正一三年（一七三五）のことである。是より先、胡惟庸逆を謀り、日本を藉りて助けと為さんと欲し、乃ち厚く寧波衛指揮使林賢と結びて倂りて賢の罪を奏し、日本に謫居して、其の君臣と交通せしむ。尋いで賢の職を復するを奏し、使を遣して之を召す。密かに其の王に致書し、兵を借りて己を助けんとす。賢還り、其の王僧如瑤を遣はし士卒四百余人を率ゐて、詐りて入貢と称し、且つ巨燭を獻じて、火薬・刀剣を其の中に蔵す。既に至るも、惟庸已に敗れ、計行はれず。帝も亦た未だ其の狡謀を知らざる也。数年を越えて、其の事始めて露はれ、乃ち賢を族す。而して日本に怒ること特に甚だしく、意を決して之を絶ち、

胡惟庸・林賢事件についての歴史叙述（大西）

専ら防海を以て務めと為す。<sup>⑩</sup>

この記述と『御製大誥三編』の記述を比較すると、以下の違いを指摘できる。

① 『御製大誥三編』にはなかった、大きな蠟燭を献上してその中に火薬や刀剣を隠したといった荒唐無稽な話が『明史』では付け加えられている。

② 『御製大誥三編』では、胡惟庸がすでに処刑されていたため謀叛計画は実行に移されなかったものの、計画の存在自体は如瑤の入明の時点で明るみに出ていたのに対し、『明史』では、謀叛が実行されなかった結果、洪武帝は如瑤の朝貢の時点では日本も加担した謀叛計画に気づかなかったとする。

③ 『御製大誥三編』では、林賢及びその男性の係累の処刑に力点が置かれているのに対して、『明史』では、対日断交の原因として林賢の事件が語られている。

④ テキスト全体の印象として、『御製大誥三編』の記事は、内部に相互矛盾が多いのに対し、『明史』では、荒唐無稽な部分もあるが、林賢の処刑が胡惟庸のそれよりも六年遅れたことについては、一応の説明がついている。

前節で考察した『御製大誥三編』が洪武年間に編纂されたから、ほぼ明一代をかけて、胡惟庸・林賢の謀叛事件に

関する内容が大きく変わっていったことが読みとれるだろう。

次に、時期的に両者の間に位置し、海防上の観点から日本への関心が高まる嘉靖年間（一五二二～一五六六）以降、この事件に関する叙述がどう変わるかを確認したい。

## 2 『日本国考略』が語る林賢事件

『日本国考略』は、寧波の乱をきっかけに、知定海泉事であった鄭余慶の命で、常州の（現中華人民共和国江蘇省常州市）の司訓（司法教官）の地位にあった薛俊という人物が編纂したものである。そして、同書が一六世紀以降に相次いで中国で編纂される日本地誌のうち、もっとも古いものであり、現時点で筆者が検出し得た限りにおいて、『御製大誥三編』につき林賢の疑獄事件に関する古い史料である。

両事件の記事は、同書末尾の「国朝貢変略」に収められており、洪武年間の日明間の対立の経緯とともに、以下のとおり記されている。なお、行論の便宜を図るため、読み下し文では年ごとに改行して洪武何年のことがわかりやすくするようにした。

（洪武）十二年、使を遣はして貢物するも、表文無く、三辺に発して安挿す。

十三年僧を遣はして入貢するも、亦た表文無く、三辺に發して安挿す。

十四年僧を遣はして入貢す。表有り。前来の姓氏悉く放ちて国に還す。前二次を通じて、取して京に赴きて宴し賞賜もて帰る。

十五年、帰廷用を遣使して入貢す。時に明州備倭指揮林賢、枢密使胡惟庸と交通し、陰かに宣使陳得中をして設計せしめ、廷用の帰貢する船を寇と為して擒へ、其賞賜を分ちて移文す。中書其の失を奏し、林賢を以て責めて日本に貶す。

十六年六月二十八日、船十八隻金郷小渡寨を寇す。時に温州平陽所守備把哨官軍敵退し、寇首五顆を勦つ。

十九年胡惟庸偽使もて林賢を取回す。林賢の日本に謫流すること三年にして、胡惟庸暗かに蘆州人の李枉を差して偽りて中書に充て、彼をして林賢を取回せしむ。

就ち其の精練の甲兵百余名を借り、僧如瑤をして朝貢と詐称して巨燭を獻ぜしめ、内に火薬・兵器を蔵し、意は不測を懐く。比、胡惟庸預かるに不軌を以てし、事露はれて誅せられ、倭兵は雲南に發して守禦するに至る。是の年十月廿五日林賢典刑せらる。祖訓に曰く、「日本山を限り海を隔て、一隅に僻在して、其地を得るも以て供給するに足りず、其の民を得るも以て使令

するに足りず。故に兵を興して伐を致さず。著して訓章と為し、其の往来を絶つ。

この史料によれば、林賢が日本に流されたのが洪武一五年のことで、洪武一九年の使者に同行して明に戻っている。しかし、先に見たとおり、胡惟庸が処刑されたのは洪武一三年のことであり、如瑤の入明も洪武一四年のことであるから、これらは共に事実ではない。一方で、林賢が三年にわたって日本に流謫されていたことや胡惟庸が林賢を連れ戻した事、そして、陳得中や李旺（枉）という人名が両方の史料にあらわれることを考えると、薛俊自身が「指揮林賢胡党第九」を参考にしてこの記事を書いたか、あるいは他の人物が「指揮林賢胡党第九」を参考に書いた記事を薛俊が引き写したか、いずれかであろう。

では、なぜこのような間違いが起こるのであるのか。それを解く鍵は「帰廷用」の入貢をいつのことと考えるか、にある。

「指揮林賢胡党第九」のなかにある日付は、林賢が処刑された「洪武」十九年冬十月二十五日」だけである。その日付をもとに逆算すると次のような推定が可能になる。林賢と如瑤の入貢によって、謀叛が発覚して林賢が処刑され、如瑤の一行が雲南に流されたこと「指揮林賢胡党第九」を解釈するならば、それらは洪武一九年のできごととなり、

そこから三年を遡らせれば、帰廷用は洪武一六年もしくは、早ければ前年の一五年に入貢したことになる。

しかし、そうすると、別の不都合が出てくる。もし、帰廷用が一五年に入貢して、林賢がその後日本に流されたとすると、胡惟庸は洪武帝に対して林賢を告発することはできなくなる。彼が処刑されたのは洪武一三年の正月だからである。また、改めて指摘するまでもなく、『明太祖実録』によると、圭庭用の朝貢は洪武九年のことであり、洪武一五年には如何なる名義でも朝貢の記録はない。このことも、洪武一五年の帰廷用による朝貢は、先ほど挙げた筆者の推定、すなわち林賢の処刑された洪武一九年からの逆算によって導かれたものである、と推測できる。

そして、この記事を『明史』日本伝のそれとくらべると、『明史』日本伝では、如瑤の入貢から数年経って事態が明るみになることが記され、今述べてきた『日本国考略』『国朝貢変略』の日本国王使の入明時期に関する問題が解決されていることが分かるだろう。一方で、この「国朝貢変略」ですでに火薬や兵器を仕込んだ巨燭を献上しているなどの記事が現れていることにも注目しておきたい。

### 3 鄭若曾『籌海図編』が語る林賢事件

『籌海図編』は、嘉靖四一年に出版された、日本を仮想

敵国とした海防書である。同書の洪武年間の日明関係に関する記述は、卷之二の「倭奴朝貢事略」に収められており、その記事を以下に掲げる。同書の編纂にあたって参考にしたとする『日本国考略』と較べても脱漏が多いことがうかがえる。<sup>33</sup>なお、引用史料中の「〜」は、原文の割注を示す。洪武十二年入貢す。

（夷舡一隻貢と称するも、表文無きに縁り、之を却く。来たる人雲南川陝三辺に分発して安挿す。）

洪武一三年入貢す。

（僧を遣はし馬及び茶布刀扇の類を貢するも、亦た表文無し。其の私貢たるを以て納めず。来たる人仍て三辺に発して安挿す。）

洪武十四年入貢す。

（七月国王良懐僧如瑤を遣はし、馬十匹及び方物を貢す。前来自の人舡花名を通用すれば、乃ち命じて行取して京に赴かしめ、宴賞して帰国せしむ。○会典記すに、十二年貢は十年に作り、十四年の貢は、三辺に発して安挿すに作る。南京礼部案と同じならざれば、必ず記者の誤りなるのみ。通志は其の貢を却くに作る。）

洪武十五年入貢す。

（帰廷用をして方物を入貢せしむ。厚く賞して回還するに、明州備倭指揮林賢京に在りて随駕せし時、枢密

使胡惟庸と交通し、潜かに宣使陳得中を遣はし密かに与に設計し、帰廷用を將て、誣りて倭寇と為し、分くるに賞賜を用てせしめ、中書省挙げて其の罪を奏し、賢を日本に流す。

洪武十六年詔して日本の貢を絶つ。

〔賈流さること三年、逆臣胡惟庸暗かに人を遣はし宣使を充てて私に日本に往かしめて取回し、就ち精練の兵四百を借り、僧如瑤と與に巨燭を来献し、中に火薬・兵具を蔵し、意は乱を図るに在り、上大いに怒りて賢を市に磔にし、乃ち詔を降して其の君臣を責め、其の貢を絶つ。祖訓に云く、日本は海を隔て一隅に僻在するを以て、其の地を得るも以て不足するに足りず、其の民を得るも以て使令するに足りず、故に兵を興して伐を致さず、著して訓章と為し、其の往来を絶つ。〕  
鄭若曾は前項で扱った『日本国考略』を『籌海図編』やそれに先行する『日本図纂』を編纂する際に参考にしていくようであり、林賢の処刑と対日断交の決意を洪武一六年のこととしている以外は、ほぼ『日本国考略』の記事を踏襲している。前節でみたとおり同書では洪武一六年の記事の直前に洪武一六年に浙江で倭寇の被害があった記事載せているので、この倭寇の記事に附された年を、林賢に關する一件のそれと見誤って記したものであろう。

史苑（第八四卷第二号）

#### 4 鄭舜功『日本一鑑』が語る林賢事件

本項目で扱う『日本一鑑』も、前項の『籌海図編』と並んでよく知られ、広く読まれた日本地誌である。同書を編纂した鄭舜功は、弘治二年（嘉靖三五、一五五六）の夏から年末にかけて豊後に滞在した。彼はその経験をもとに編纂し、倭寇の動静や、歴史・地理などを様々に綴っている。同書は地理書である「隴島新編」・日本に関する記述を収めた「窮河話海」・中国から日本までの航路を記し、実際に鄭舜功が旅したルートの様子を詠んだ漢詩をおさめる「桴海図経」の三つの部分からなる。洪武年間の日明關係に関する記述は、「窮河話海」のうち卷之七の「奉貢」のなかに収められている。

同卷の日明關係史に関する記述で特徴的なのは、『明太祖実録』が載せる記事をかなり正確に拾っていることである。特に洪武一九年の宗嗣亮の入貢記事載せているのは、本稿で扱った史料では、『明太祖実録』のみであり、その点とは同書の際立った特徴としてよいだろう。同書では、胡惟庸・林賢事件に関する記述は、洪武一四年の使者如瑤の朝貢が認められなかった記事の割り注として、以下のよう

に語られている。なお、引用史料中の（<sup>四年</sup>）は割注を示す。洪武辛酉、如瑤来貢す。恪まざれば之を却く。（考略に云はく、「是より先、姦臣胡惟庸、偽使李旺を中書

に充て、日本に使用して林賢を取回せしめ、如瑤をして詐りて巨燭を献せしめ、彼の至るや惟庸預るに不軌を以てし、事露はれて誅に伏するを致す。倭兵もて陝西・四川等の処に発して守禦せしめ、林賢は典刑せらる。仍ほ礼部に命じて移書して其の王を責む。是において太祖高皇帝著して訓章と為し、以て之を絶つ。功謹しんで按ずるに、此れ原より内姦の陰かに誘へるものにして、倭夷の初心に非ざる也。」

他の史料にない記述で注目されるのは、洪武一四年の如瑤の朝貢をうけて日本国王にたいして譴責の移書を送っていることを、如瑤と林賢の加担、ならびに、胡惟庸・林賢と日本との通謀の結果だとしていることである。

たびたび言及しているとおり、実際の林賢の処刑は洪武一九年であり、洪武一四年ではない。しかし、この史料を見る限り、林賢の処刑は洪武一四年のことと鄭舜功は考えているようである。ここで、過去に筆者が復元した事実関係の経過をもう一度ここで記しておく、洪武一四年の如瑤の朝貢を受けて、武力行使すら匂わせながら激しく日本を批判する、日本国王宛てと日本征夷將軍（足利義満）あての二通の移書が、如瑤の帰国に際して発せられた。それに対する日本側の回答が《良懷上表文》であり、洪武一九年になってそれが明に齎されたことを受けて、急ぎ胡惟庸

の一味であり日本とも通謀したなどの罪状を捏造されて林賢は処刑されて対日断交が表明された可能性が極めて高い。洪武年間の日本に関する情報を同時代人のなかではかなり正確に把握していた鄭舜功ですら、彼の按語のなかにある「明人の裏切り者が密かに誘ったものであつて、日本側の発案ではないだろう」というくだから推すに、胡惟庸・林賢の謀反事件については事実とみて、他の史料との整合性を確保しようとした形跡がうかがえる。

南北朝末期のこの時点では、九州の南朝勢力であれ、吉野の南朝であれ、北朝であれ、そして義満ないし室町幕府であれ、明に対して一戦を交える理由は想定しがたい。しかし、そのようには考えられないほど、嘉靖三〇年代の倭寇の猖獗は激しかったのであろう。

## 5 嘉靖年間の浙江地方誌が語る林賢事件

つぎに、嘉靖年間に編纂された浙江地方の地方誌のうち、ほぼ同じ時期に編纂され、かつ林賢事件に言及のある二点について、同事件に関する記述を検討したい。

まずは、『嘉靖〕寧波府志』（以下、『寧波府志』）から検討したい。同書は嘉靖三十九年に張時徹によって編まれた。以下に関連する記述を掲げる。前節と同様に、読み下し文では年ごとに改行した。

(洪武)十二年、來貢す。驗ずるに表文無し。雲南・川・陝に發して安挿す。

明年、復た來貢するも亦表文無し、仍て發して安挿す。又明年來貢す。驗有り。前年來貢の人名・船籍、檄して京師に至り、宴を錫ひて遣はし帰る。

十五年、使臣帰廷用來貢す。備倭指揮林賢、樞密使胡惟庸と交通し、計りて遣はし還る夷使を擒へ、誣りて寇盜と為し、其の貨物を私す。中書省挙げて其の罪を奏し、賢を日本に流す。

十六年六月、夷船一十八隻、寇金郷小渡寨、官兵敵して之を却く。

明年胡惟庸、偽りて廬州人の李旺を差して宣使に充て、以て林賢を還す。倭兵四百余人を率ゐて僧如瑤と来り、巨燭を獻じ、中に火薬・兵器を蔵し、乱逆を図謀す。至れる比惟庸誅せられ、朝廷其の逆党を治す。賢を極刑に処し、夷兵雲南に發して守禦せしむ。

これによると、林賢の日本流謫が洪武一五年、林賢の帰国と如瑤の朝貢が同一七年のことになっている。先に一五年にはいかなる名義でも『明太祖実録』には日本からの朝貢の記録はないと記したが、それは一七年についても同様である。やはり佐久間重男氏の指摘するとおり、朝貢については『明太祖実録』の記事を基本的なよりどころにすべ

きで、この両年に日本からの朝貢はなかったと考えるべきであろう。そして、本来は存在しない洪武一五年の朝貢の時に、胡惟庸と林賢の共謀があったと考えるならば(既に処刑されているのであり得ないのだが)、如瑤の入貢および謀反未遂を林賢が日本に流謫されてから三年目となる洪武一七年としたことについては、一応の説明はつく。

ここで、もう一つの同時期の地方史である『(嘉靖)浙江通志』(以下、『浙江通志』)のについてもみておきたい。同書は嘉靖四〇年に胡宗憲・薛应旂によって編纂された。

その巻六〇(経武志第九之四)は洪武四年に日本国王良懐が祖來を派遣した記事から始まり、洪武一四年に次のような記事がある。

洪武十四年七月、日本国王良懐、僧如瑤らを遣はし方物及び馬十疋を貢す。上命じて其の貢を却く。仍ねて礼部に命じて書もて其の国王を責めて曰く、(中略)復た移書して日本征夷將軍を責めて曰く、(以下略)

とある。これは『明太祖実録』洪武一四年七月戊戌(一五日)条とほぼ同文である。また、引用では省略した部分に、日本国王宛ならびに日本征夷將軍宛の移書が記録されているのだが、それらについても『明太祖実録』に引用されたものとほぼ同文である。つまり、同書の編者は何らかの形で『明太祖実録』もしくは同書を参照して書かれた史料を

見ていることになる。そうすると、如瑤の入貢は確実に洪武一四年のことと認識したはずである。

にもかかわらず、それに続く文では、

洪武十五年、倭国使臣帰廷用來貢す。備倭指揮林賢、枢密使胡惟庸と交通し、誣りて寇盜と為し、計を以て之を擒ふ。夷使を遣はし還すに其の貨物を私す。中書省挙げて其の罪を奏し、賢を日本に流す。

十六年六月、夷船一十八隻、金郷小濩寨を寇し、官兵敵して之を却く。

明年<sup>〔七年〕</sup>胡惟庸偽りて廬州人の李旺を差して、宣使に充て、以て林賢を還す。賢倭兵四百余人を率ゐ、僧如瑤と来りて巨燭を献ず。中に火薬・兵器を蔵し、乱逆を図謀す。至れる比惟庸誅せられ、朝廷其の逆党を治す。賢を極刑に処し、夷兵雲南に発して守禦せしむ。

とあり、『日本国考略』や『寧波府志』と同じく、事実性が疑われる記事が紛れ込んでいる。如瑤の派遣は洪武一四年のことだと書かれた史料を見ていたとしても、胡惟庸と林賢の事件を事実と考え、洪武一五年の帰廷用の朝貢や、同年から数えて三年目にあたる洪武一七年に如瑤の二度目の使者の派遣があったと考えているようである。ただ、如瑤は洪武十四年の朝貢の時に、明側の激しい怒りを買った使者である。それにもかかわらず、三年後にその人物が再

び朝貢の使者となるのは不自然である。これらの不自然さが気にならないほどに、胡惟庸の謀叛事件は、当時の人々にとつて、確固たる事実となつてしまつていたのでらう。そして、この二つの地方史の編者は、林賢の処刑を洪武一九年のことと明記する『御製大誥三編』の「指揮林賢胡党第九」を参照してはいないようである。

2から5の四つの項のまとめとして、これらの史料上の記述で共通しているのは胡惟庸・林賢の事件を事実として、それを何らかの形で繫年しようとしていることである。ただ、その結論は、『御製大誥三編』の記述から如瑤の入貢を洪武一九年とする『日本国考略』と、『御製大誥三編』の記述に依拠せず、帰廷用の入貢を洪武一五年とし、如瑤の入貢を同年から数えて三年目の洪武一七年とする『寧波府志』・『浙江通志』、そして、『御製大誥三編』の記事を誤解して、林賢の処刑を洪武一六年のこととした『籌海図編』の三つに別れることを指摘できよう。次節では嘉靖年間から少し下る万暦年間（一五七三〜一六二〇）に編纂された代表的な地理書である『殊域周咨録』のもととなつた『使職文献通編』で胡惟庸・林賢の事件がどのように叙述されているかをみていきたい。

## 6 敵從簡『使職文獻通編』『殊域周咨録』が語る林賢事件

『殊域周咨録』は、嘉靖三八年（一五五九）の進士（科挙の合格者）で、行人司行人（国内の親王府や外国の君王に皇帝の使者として派遣されることを専らにする職）であつた敵從簡が著した外国地理書である。岩井茂樹氏によると、同書の日本関係の記述は、同人が外交資料集として編纂した書物である『使職文獻通編』に依拠しているとのことなので、『使職文獻通編』の関係記事から確認していきたい。

『使職文獻通編』の日本関係の記事は外編卷二に収められている。その記事の胡惟庸・林賢に関わる部分を抄出したい。なお、番号は行論の都合上、筆者が附したものである。

七年。倭人復た辺を寇す。（中略）

①是の歳の後復た貢す。表文無く、其の臣の征夷將軍と号する者も亦た私に馬及び茶布刀扇等の物を奉じ且つ書を奉ず。詞悖なれば、上怒りて其の貢を却け、遣はず所の沙門を川陝の僧寺に安置す。

②明年又た如瑤を遣はし入貢し、情を陳べ非を飾る。上之を待すること前の如し。礼部に命じて移文して其の君臣を責めしむ。

③既に又た使臣帰廷用を遣はして入貢す。表文有り。之を宴賚して遣はし還す。是の時丞相胡惟庸不軌を謀

り、倭人を召して己が用と為さんと欲するも由無く、此の機に乗じて上に白し、金吾衛指揮林賢を明州備倭に調び、陰かに宣使陳得中を遣はし、賢に諭し帰廷用を送りて出境するや、謬りて其の貢船を指して寇と為し、中書に聞して其の貨物と賞賜を私せしめんとするに、賢其の計を聴す。惟庸佯はりて賢の失を奏し、人心を遠ざけて倭国に謫居し、既に而して復た賢を宥して職を復するを請ふ、上皆な之に従ふ。

④胡惟庸廬州人李旺を以て宣使に充て、賢を召して且に密書を以て倭王に奉じ、精銳百余人を借りて用と為さんとし、王之を許す。賢還りて、王僧如瑤を遣はし、倭兵四百余人を率ゐて惟庸を助け、詐称して入貢し、巨燭を獻じて中に藏火薬・兵器を藏し禍心を包藏す。至れる比惟庸已に敗れ、上猶ほ未だ賢の惟庸通するを尽くさず、僅かに倭人を雲南に発して守禦せしむ

⑤（洪武二〇年林賢の事覚らかになり、論ずるに謀反もて従と為り、其族を滅せらるる）。

⑥上其の国狡頑なれば、將を遣はして不恭を責め示すに征せんと欲するの意を以てするに、倭王上表して不遜の語を答出す。表して曰く「（以下略、《良懷上表文》が引用される）」

繫年が曖昧だが、史料に附した番号にそつて、『明太祖

実録』などのより確実性の高い史料と照合して、嚴從簡がどのようにこの一件を認識していたかを明らかにしたい。この作業は岩井茂樹氏もやっているが、行論上必要なので改めて示していきたい。

まず①であるが、足利義満が洪武年間に自らの名義で使者を入明させたのは、洪武七年（応安七・一三七四）と一三年（康暦二・一三八〇）の二回である。「僧侶が四川・陝西に送られたとの記述があるので、『明太祖実録』に日本から来た僧侶が南京に留め置かれたことが史料上確認できる洪武七年<sup>④</sup>ではなく、洪武一三年の事例<sup>⑤</sup>のことであろう。そうすると、②は必然的に洪武一四年のこととなる。この②がこの記事の前後関係の基準となろう。既に確認しているとおりに、如瑤の入貢は洪武一四年であった<sup>⑥</sup>。

問題は続く③の部分である。この部分に記されている帰廷用は、既に述べたように洪武九年の日本国王使の圭庭用と音が通ずる名であり、さらに、この時に胡惟庸が「不軌を謀った」とある。ならば、ここは洪武九年のことではなければならないが、嚴從簡は洪武一四年以降のこととしているようである。

そして、④についても明確に何年のことかは示していないが、少なくとも③よりは後のことなので、洪武一七年のことと考えた可能性が高い。つまり、2・3項で検討した

胡惟庸・林賢事件の繫年のうち、3節で検討した地方史のバターンに近いことが指摘できよう。

次に、⑤において注目すべきは、嚴從簡は林賢の処刑を『御製大誥三編』に明記された洪武一九年ではなく、洪武二〇年のことと考えているようだが、その根拠は不明である。

そして、⑥をもとに指摘できる点として、『良懷上表文』がいつ齎されたかについて、嚴從簡は具体的には語っていないが、林賢の処刑を述べた後に『良懷上表文』に言及しているのが、洪武一四〜一五年の段階とは考えていないらしいことが指摘できる。この史料を根拠に、洪武一四年の冬から翌一五年の春にかけて明に齎されたとする岩井氏の説は、再検討の必要があろう<sup>⑦</sup>。

## むすび

以上、洪武・永楽年間と、一六世紀以降年間の二つの章に分けて、胡惟庸・林賢の事件がどのように説明されているかを確認してきた。

第一章では、両事件が起きた時期に比較的近い時期に成立した史料を検討したが、そこでは、林賢の処刑を正当化するための説明が、捏造された胡惟庸の謀反事件と史料内

部の相互矛盾をはらみつつ強引に結びつけられていることを確認した。

第二章では、一六世紀半ば以降に成立した日本地誌や浙江・寧波の地方史を取り上げて、『明史』日本伝の記述に至る両事件の語り方の変遷を考察した。その結果、一六世紀半ばの段階では、胡惟庸の獄は完全に事実とみなされており、第一節で検討した内容との整合性をつけるために、実際にはなかった日本からの使者派遣や献上した巨燭に武器を隠したなどの荒唐無稽な話だったり、洪武帝の激しい怒りを買った使者が二度朝貢するなど、冷静に考えればあり得ないことが付け加えられたり、先行する史料をいわば「つまみ食い」するような形でつじつま合わせが行われて、両事件に関する叙述が成立していくようすを確認した。

そして最後に第二章の1で検討した『明史』日本伝に立ち戻ってみると、その編纂過程で『明太祖実録』にはない朝貢などの不自然な点がそぎ落とされ、一見もつともらしい言説となっていることが分かるだろう。

以上を総合すると、林賢事件について確実にいえることは、処刑されたのが洪武一九年一〇月二五日であることと、林賢の処刑と前後する時期に、洪武年間の最後の日本国王使が明に入国し、その朝貢が却けられたことである。筆者は以前『良懷上表文』について論じた文章のなかで、当該

の上表文が洪武一九年の日本国王使によって齎され、その内容が洪武帝の激しい怒りを買ひ、洪武帝に對日断交を決意させた可能性を指摘した<sup>①</sup>。その際には、紙幅の関係もあって両事件に関する叙述に踏み込むことなく、見通しを述べるに止まっていた。史料上の制約もあって、従来ほとんど省みられることのなかった洪武一九年の日本国王使は、洪武年間の日明関係の破綻のきっかけとなった可能性が高いといえることは、本稿の考察結果をうけて改めて指摘することができよう。

註

(1) 吳晗「胡惟庸党案考」常君実編『吳晗全集 第2巻 歴史卷(2)』中国人民大学出版社、二〇〇九年、一～三六頁(初出一九三四年)・陳尚勝「胡惟庸通倭問題弁析」『閉関与開放』山東人民出版社、一九九三年、二二一～二三四頁(初出一九九〇年)・川越泰博「明代中国の疑獄事件」藍玉の獄と連座の人々』風響社、二〇〇二年、三頁・檀上寛「明初の対日外交と林賢事件」『明代海禁Ⅱ朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会、二〇一三年(初出二〇〇〇年)、二五九～二六一頁・岩井茂樹「貿易の独占と明の海禁政策」『海禁・朝貢・互市・近世東アジアの貿易と秩序』名古屋大学出版会、二〇二〇年、一〇五～一〇六頁。

なお、中国にも、明朝の公式な記録に載っていることを根拠に、胡惟庸(および林賢)が日本と通じたことは捏造であるという理解を批判する研究者もいる(劉楊・黄霞「胡惟庸通倭案真偽再弁析」『綿陽師範学院学报(社会科学版)』四二一四、二〇二三年、一一三～一二〇頁)。しかし、第一章の1で述べるとおり、『明太祖実録』など、洪武年間の史料は洪武年間の明朝の「公式見解」を示すものではあっても、ただちに史実と受け取れるものではないことを認識しておく必要がある。

(2) 村井章介「明朝の成立と「日本国王」号：大西信行氏の批判に接して」(二〇二三年度国史学会大会記念講演、<https://www.kokugakuin.ac.jp/event/355686/> 二〇二三年一月三〇日最終閲覧)

(3) 洪武九年の初頭から夏頃にかけて数千名の地方官や胥吏(下級役人)の首がすげ替えられた「空印の案」を皮切りに、

洪武年間には官僚や功臣だけでなく彼らと癒着した各地の地主層に対する大量粛清をとまなう疑獄事件が繰り返し起こった。その全体像については、檀上寛『明の太祖 朱元璋』ちくま学芸文庫、二〇二〇年、二二四～二七三頁(初出一九九四年)を参照されたい。

(4) 洪武一七年から洪武二九年にかけて、多くの官僚・知識人が弾圧された「文字の獄」について、陳学霖「明太祖文字獄案考疑」『明史研究論叢』一九九二(二) 四一八～四五〇頁(初出一九七一年)が同事件のことを記した各種の史料に關して、その性格を比較している。

(5) 檀上注(1) 前掲書二六〇頁。

(6) 今日残っている『明太祖実録』は、洪武帝の意向に迎合して編纂されただけでなく、靖難の役を経て皇帝となった永楽帝が改竄させたうえで、以前の実録及び編纂に用いた史料を廃棄させるなどしており(李紅「略談『明実録』の弊病」『檔案工作』一九八八―五、一九八八年)、史料として用いるにあたっては、慎重に史料批判を経て使わなければならないことを意識しておかなければならない。

(7) 檀上寛「永楽帝 中華「世界システム」への夢」講談社、一九九七年、一七六～一七七頁。

(8) 『明太祖実録』洪武十三年正月甲午(二日) 条。

○甲午。御史中丞涂節告左丞相胡惟庸与御史大夫陳寧等謀反、及前毒殺誠意伯劉基事、命廷臣審録、上時自臨問之。初自楊憲誅、惟庸総中書之政、以信任之重也。專肆威福、生殺黜陟、有不奏而行者。内外諸司封事入奏、惟庸先取視之、有病己者、輒匿不聞。(中略)使指揮林賢下海招倭軍、約期来会、又遣元臣封績致書称臣于元、請兵為外庇、事皆未發。

会惟庸子乘馬馳驟于市、馬奔入輓轡中傷死焉。惟庸即殺是輓轡者。上怒命償其死。惟庸請以金帛給其家。上不許。惟庸懼乃与善長及涂節陳寧等謀起事、便遣人陰告四方及武臣之從己者。上日朝覺惟庸等舉措有異恠之。涂節恐事覺乃上變告、時商嵩謫降為中書省吏、亦以惟庸陰事來告。上曰、「朕不負惟庸輩何得至是。」命群臣更訊、惟庸辭窮不能隱、遂吐矣。

(9) 『明太祖實錄』洪武十三年正月戊戌(六日) 条

群臣又請誅善長・陸仲亨等。上曰朕初起兵時、善長來謁軍門、曰「有天有日矣」。是時朕年二十七、善長年四十一、所言多合吾意、遂命掌簿。書費計畫、功成爵以上公、以女与其子。(以下略) 此皆吾初起時腹心股肱。吾不忍罪之。其勿問。」

(10) 檀上寛注(3) 前掲書二五六～二五七頁。

(11) 『御製大誥三編』「指揮林賢胡党第九」(テキストは楊一凡点校『皇明制書』社会科学文献出版社〔北京〕、二〇一三年、より採った)

前明州衛指揮林賢、帥兵守禦、以備東海。所任之職、務在精操士卒、做古名将、務要軍民安妥。使境内外無虞、竭忠事上、顯揚父母、貴其身名。榮及其妻子、同諸將名書史冊垂年不朽。豈不偉哉。本官出海防倭、接至日本國王使者帰廷用入貢方物。其指揮林賢移文赴都府、都府轉奏、朕命以礼送來至京。其帰廷用王事既畢、朕厚賞令帰、仍命指揮林賢送出東海、既帰本国。不期指揮林賢當在京隨駕之時、已与胡惟庸交通、結成党弊。及帰廷用帰、胡惟庸遣宣使陳得中密与設計、令林指揮將帰廷用進貢船隻、佞作倭寇船隻失錯打了、分用朝廷賞賜、却乃移文中書中稟。胡惟庸伴言奏林

史苑(第八四卷第二号)

指揮過、朕責指揮林賢、就貶日本、居三年。胡惟庸暗差廬州人充中書宣使李旺者、私往日本取回、就借日本國王兵、佞作進貢來朝、意在作乱。其來者正使如瑤藏主・左副使左門尉・右副使右門尉、率精兵倭人帶甲者四百余名、倭僧在外。比至、胡惟庸已被誅戮、其日本精兵就發雲南守禦。洪武十九年朕將本人命法司問出造反情由、族誅了當。嗚呼、人臣不忠者如是。(中略) 其指揮林賢年將六旬、又将輔人為乱、致黔黎之不寧、傷生所在、豈不得罪於天人者乎。遂於十九年冬十月二十五日將賢於京師大中橋及男子出幼者皆誅之。妻妾婢之。

(12) 陳注(1) 前掲論文二二三頁。

(13) 陳注(1) 前掲論文二二三頁。

(14) 補足しておく、「圭」と「帰」は、日本語での発音は「ケイ」と「キ」で異なるが、少なくとも現代中国音では、どちらも「gei」であるので、通用された可能性が高い。

(15) 村井章介『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年、八六～八七頁。

(16) 橋本雄『室町幕府外交の成立と中世王権』『歴史評論』五八三、一九九八年、二五・三一頁。

(17) 第一部第二章四八頁。

(18) 陳注(1) 前掲論文二二三～二二四頁。

(19) 檀上寛氏は、林賢の不正について、倭寇との結託や密貿易の類と推定している(檀上注(1)) 前掲書二二六頁)。筆者もこれに従いたい。

(20) 日明関係が緊迫化するなかで、雲南に日本の僧侶が流されたことについては、これまでの研究の蓄積がある(王宝平『明代雲南に残した日本人の漢詩』その一『滄海遺珠』書誌

胡惟庸・林賢事件についての歴史叙述（大西）

学研究』『日本漢文学研究』五、二〇一〇年、四九七―七三頁・王宝平「明代雲南に残した日本人の漢詩：その二『滄海遺珠』所収日本人の漢詩の研究」『日本漢文学研究』六、二〇一一年、一―二六頁・伊藤幸司「日明交流と雲南：初期入明僧の雲南移送事件と流転する『虎丘十詠』」『仏教史学研究』五二―一、二〇〇九年、二六―四七頁・村井章介「十年遊子は天涯に在り：明初雲南謫居日本僧の詩交」『日本中世の異文化積極』勉誠出版、二〇一三年、二九五―三三三頁、初出二〇一一年。

(21) 陳注(1) 前掲書二二二頁。

(22) 念のため付言しておく、「疑獄」とは「罪跡がはっきりしなくて、有罪無罪の決定しがたい裁判事件。」（『日本国語大辞典』）のことである。

(23) 陳注(1) 前掲書二二四―二二五頁。

(24) 『明太祖実録』洪武五年正月乙丑（一七日）条。

帰徳侯陳理・帰義侯明昇、居常鬱々として樂しまず、頗る怨言を出す。上之を聞きて曰く、「此の童孺の輩、言語は小過不足にして、問えば但だ恐らくは小人の警戒たりて始終を保つ能はず。宜しく之を遠方に処さば、則ち鬱隙自ら生ずる無く、始終保全すべし。是に於いて、之を高麗に徙し、元樞密使延安答理を遣はして護送して往かしむ。仍て高麗国王に紗羅文綺四十八匹を賜ひ、之を善待せしむ。」  
帰徳侯陳理・帰義侯明昇、居常鬱鬱不樂、頗出怨言。上聞之曰、「此童孺輩、言語小過不足、問但恐為小人警戒、不能保始終。宜処之遠方、則鬱隙無自生、可始終保全矣。於是徙之高麗、遣元樞密使延安答理護送而往。仍賜高麗国王紗羅文綺四十八匹、俾善待之。」

(25) 『高麗史』恭愍王世家 恭愍王二十二年五月乙丑（五日）条。

乙丑。陳理・明昇等、男婦二十七人と共に入京す。理・昇闕に詣づるに、王報平宁に出御し、理・昇階上より拜す。王坐して之を受く。礼訖りて使臣の下に坐す。昇は年十八、理は年二十二。

乙丑。陳理・明昇等、男婦共二十七人入京。理・昇詣闕、王出御報平宁、理・昇拜于階上、王坐受之。礼訖坐於使臣之下。昇年十八、理年二十二。

(26) 拙稿「洪武帝にとつての朝貢国「日本」」『中央史学』四七、二〇二四年、二九頁。

(27) 『明太祖実録』洪武9年4月甲申（一日）条。

日本国王良懷、沙門圭庭用等を遣はし、表を奉じ馬及び方物を貢じ、且つ謝罪す。詔して其の王及び庭用等に文綺帛を賜ふこと、差有り。是より先、倭人屢ば瀕海の州縣を寇す。上中書に命じて移文して之を責む。是に至り遣使して来謝せり。庭用還るに、良懷上る所の表の詞語不誠を以て、乃ち復た之を詔諭して曰はく、（以下略）

日本国王良懷、遣沙門圭庭用等、奉表貢馬及方物、且謝罪。詔賜其王及庭用等文綺帛、有差。先是、倭人屢寇瀕海州县。上命中書移文責之。至是遣使来謝。庭用還、上以良懷所上表詞語不誠、乃復詔諭之曰

(28) 陳注(1) 前掲書二二五頁。

(29) 陳注(1) 前掲書二二五―二二六頁。

(30) 『明史』卷三二二 日本伝  
先是、胡惟庸謀逆、欲藉日本為助、乃厚結寧波衛指揮使林賢伴奏賢罪、謫居日本、令交通其君臣。尋奏復賢職、遣使召之。密致書其王、借兵助己。賢還、其王遣僧如瑤率兵卒四百余人、詐称入貢、且獻巨燭、藏火藥・刀劍其中。既至、

而惟庸已敗、計不行。帝亦未知其狡謀也。越数年、其事始露、乃族賢。而怒日本特甚、決意絶之、專以防海為務。

(31) 武安隆・熊達雲『東アジアのなかの日本歴史12 中国人の日本研究史』六興出版、一九八九年、七一頁。

(32) (洪武)十二年、遣使貢物。無表文、発三辺安挿。十三年遣僧入貢、亦無表文発三辺安挿。十四年遣僧入貢、表有、前來姓氏悉放還国。通前二次取赴京宴賞賜婦。十五年遣使婦廷用入貢。時明州備倭指揮林賢交通樞密使胡惟庸陰使宣使陳得中設計、擄廷用婦貢船、為寇分其賞賜移文中書奏其失、以林賢責貶日本。十六年六月二十八日、船一十八隻寇金鄉小渡寨。時温州平陽所守備把哨官軍敵退勦寇首五顆、十九年胡惟庸偽使取回林賢。林賢謫流日本三年、胡惟庸暗差廬州人李枉偽充中書、使彼取回林賢、就借其精練甲兵百余名、使僧如瑤詐称朝貢獻巨燭、内藏火藥兵器、意懷不測、比至胡惟庸預以不軌、事露被誅、倭兵至発雲南守禦。是年十月廿五日林賢典刑。祖訓曰、日本限山隔海、僻在一隅、得其地、不足以供給。得其民不足以使令、故不興兵致伐。著為訓章、絶其往来。

(33) 武・熊注(31) 前掲書七四〇七七頁。

(34) 洪武十二年入貢。  
〈夷舡一隻称貢、縁無表文、却之。來人分発雲南川陝三辺安挿。〉

洪武一三年入貢。

〈遣僧貢馬及茶布刀扇之類、亦無表文。以其私貢不納。來人仍発三辺安挿。〉

洪武十四年入貢。

〈七月国王良懷遣僧如瑤、貢馬十四匹及方物。通有前來人舡花

名、乃命行取赴京、宴賞婦国。○会典記十二年貢者作十年、十四年貢者、作発三辺安挿。与南京礼部案不同、必記者之誤耳。○通志作却其貢。〉

洪武十五年入貢。

〈使婦廷用入貢方物、厚賞回還、明州備倭指揮林賢在京隨駕時、交通樞密使胡惟庸、潜遣宣使陳得中密与設計、令將婦廷用、誣為倭寇、分用賞賜、中書省拳奏其罪、流賢日本。〉

洪武十六年、詔絶日本之貢。

〈賢流三年、逆臣胡惟庸暗遣人充宣使私往日本、取回就借精練兵四百、与僧如瑤來獻巨燭、中藏火藥・兵具、意在凶乱、上大怒磔賢于市、乃降詔責其君臣、絶其貢。祖訓云、以日本隔海僻在一隅、得其地不足以供給、得其民不足以使令、故不興兵致伐、著為訓章、絶其往来。〉

(35) 鄭舜功の日本における滞在と見聞については、上田信『戦国日本を見た中国人・海の物語』日本一鑑』を讀む』講談社、二〇二三年、に詳しい。

(36) 如瑤の入貢を『明太祖実録』に基づいて(同書に直接依拠したかどうかは断言はできないものの)、洪武一四年に繫年しているのも、本章で扱った他の史料と比較したときの『日本一鑑』の際立った特徴である。その特徴が何処からくるものなのかは、現在のところ筆者は詳らかにすることはできない。この点は後日を期したい。

(37) 洪武辛酉、如瑤來貢、不恪却之。(考略云、「先是、姦臣胡惟庸、偽使李旺充中書、使日本取回林賢、致使如瑤詐獻巨燭、彼至惟庸預以不軌、事露伏誅。倭兵発陝西四川等処守禦、林賢典刑。仍命礼部移書責其王。於是太祖高皇帝著為訓章、以絶之。功謹按此原内姦之陰誘、非倭夷之初心也。〉

胡惟庸・林賢事件についての歴史叙述（大西）

- (38) 拙稿「《良懷上表文》再考」『古文書研究』九四、二〇二二年、一二～一三頁。
- (39) 『洪武』十二年、來貢。驗無表文。發雲南川陝安插。明年、復來貢。亦無表文、仍發安插。又明年來貢。驗有。前年來貢人名、船籍、檄至京師、錫宴遣歸。十五年、使臣歸廷用來貢。備倭指揮林賢、交通樞密使胡惟庸、計擒遣還夷使、誣為寇盜、私其貨物。中書省奉奏其罪、流賢日本。十六年六月、夷船一十八隻、寇金鄉小渡寨。官兵敵却之。明年胡惟庸、偽差廬州人李旺充宣使、以還林賢。率倭兵四百余人與僧如瑤來、獻巨燭中藏火藥・兵器、圖謀亂逆。比至惟庸被誅、朝廷治其逆党。処賢極刑、夷兵發雲南守禦。
- (40) 佐久間重男『日明關係史の研究』吉川弘文館、一九九二年、八〇～八一頁。なお、同氏は、同頁において、『図書編』・『皇明世法録』の編者も如瑤の朝貢を洪武一七年にかけていることを指摘している。
- (41) 洪武十四年七月、日本国王良懷、遣僧如瑤等貢方物及馬十疋。上命却其貢。仍命礼部書責其国王曰、(中略)復移書責日本征夷將軍曰、
- (42) 洪武十五年、倭国使臣歸廷用來貢。備倭指揮林賢、交通樞密使胡惟庸、誣為寇盜、以計擒之、遣還夷使、私其貨物。中書省奉奏其罪、流賢日本。
- 十六年六月、夷船一十八隻、寇金鄉小渡寨、官兵敵却之。
- 明年、胡惟庸偽差廬州人李旺、充宣使、以還林賢。賢率倭兵四百余人、與僧如瑤來獻巨燭。中藏火藥・兵器、圖謀亂逆。比至惟庸被誅、朝廷治其逆党。処賢極刑、夷兵發雲南守禦。
- (43) 岩井注(一)前掲書一〇八～一〇九頁。
- (44) 七年。倭人復寇辺。(中略)

- 是歲後復貢。無表文、其臣号征夷將軍者亦私貢馬及茶布刀扇等物且奉書。詞悖、上怒却其貢、安置所遣沙門於川陝僧寺。明年又遣如瑤入貢、陳情飾非。上待之、如前。命礼部移文責其君臣、既又遣使臣歸廷用入貢、有表文。宴賚之、遣還。是時丞相胡惟庸謀不軌、欲召倭人為己用、而無由、乘此機白於上、調金吾衛指揮林賢於明州備倭、陰遣宣使陳得中、論賢送歸廷用出境、謬指其貢船為寇、聞於中書、私其貨物与賞賜。賢聽其計。惟庸佯奏賢失、遠人心謫居倭国。既而復請有賢復職、上皆從之。胡惟庸以廬州人李旺充宣使、召賢且以密書奉倭王、借精銳百余人為用。王許之。賢還王遣僧如瑤率倭兵四百余人助惟庸、詐称入貢、獻巨燭中藏火藥兵器、包藏禍心。比至惟庸已敗、
- 上猶未悉賢通於惟庸、僅發倭人雲南守禦(洪武二〇年林賢事覺、論謀反為從滅其族)。
- 上其国狡頑、遣將責不恭示以欲征之意、倭王上表答出不遜語。表曰(以下略、《良懷上表文》が引用される)。
- (45) 岩井注(一)前掲書一〇九～一一二頁。
- (46) 『明太祖實録』洪武七年六月乙卯(二二日)条。
- 日本国僧宗嶽等七十一人遊びて方に京に至る。上中書省の臣に諭して曰く、「海外の人の中華を慕ひて来る。天界寺に居らしめ、人ごとに布一匹を賜ひて僧衣を為さしめよ。」
- 日本国僧宗嶽等七十一人遊方至京。上諭中書省臣曰、「海外之人慕中華而來。令居天界寺人賜布一匹為僧衣。」
- (47) 『明太祖實録』洪武一三年九月甲午(七日)条。
- 甲午、日本国僧明悟・法助等を遣はして來たり方物を貢す。表無し。止だ其の征夷將軍源義滿の丞相に奉ずるの書を持つのみ。辞意倨慢なれば、上命じて其の貢を却く。

甲午。日本国遣僧明悟・法助等来貢方物。無表。止持其征夷將軍源義滿奉丞相書。辞意倨慢、上命却其貢。

(48) 『明太祖実録』洪武一四年七月戊戌(二五日)条。

日本国王良懷、僧如瑤等を遣はし方物及び馬十匹を貢ず。上命じて其の貢を却く。

日本国王良懷、遣僧如瑤等貢方物及馬十匹。上命却其貢。

(以下略)

(49) 岩井注(1) 前掲書一〇九頁。

(50) この点について、筆者は別稿を準備している。詳細はそちらに譲りたい。

(51) 注(38) 前掲拙稿一三〇一四頁。

(52) 『明太祖実録』洪武一九年一月辛酉(九日)条

辛酉。日本国王良懷、遣僧宗嗣亮を遣はし、上表して方物を貢ず。之を却く。

辛酉。日本国王良懷、遣僧宗嗣亮、上表貢方物。却之。

(中央大学文学部特任教授)

本学学校・社会教育講座兼任講師)

## Historiography about the Hu Weiyong (胡惟庸) and Lin Xian (林賢) Incidents Reconsidered: A Contribution to the China-Japan Relation in the 14th Century

ONISHI, Nobuyuki

This article focuses on how information about relations between Japan and Ming in the late-14th century was accumulated and how it changed over time. To this end, it examines the evolution of the narratives of historical resources on the alleged cases of Hu Weiyong (胡惟庸) and Lin Xian (林賢), which had a major impact on relations with Japan in Hongwu period.

In Chapter 1, we examined articles on the execution of Hu and Lin in historical documents that were written relatively close to the time the incidents occurred. It was confirmed that the justification for Lin's execution was forcefully linked to the fabricated case of Hu's rebellion with internal inconsistencies in the historical resources.

In Chapter 2, we discussed the topographies of Japan and local histories of Zhejiang and Ningbo established after the mid-16th century, when the problem of Japanese pirates seriously affected the security of the Ming coastal areas and caused troubles for the Ming court, and examined the changes in the narrative of the two incidents leading to the description in the Japanese topography in "*The History of Ming*" (『明史』日本伝).

It was found that in the mid-16th century, the alleged case of Hu Weiyong was regarded as a undoubted fact, and in order to reconcile it with the content of the historical documents reviewed in Chapter 1, it was suggested that it was a ridiculous story, which described the dispatch of an envoy from Japan that did not actually exist, the hiding of weapons in a large candle presented by the Japanese king's envoy, and stated that the envoy who provoked the Emperor Hongwu's fury was dispatched again. Thus the narrative of the two incidents which is recorded in historical documents was established. In addition, a review of the Japanese topography in "*The History of Ming*," frequently cited in discussions of these two incidents, confirmed that in the compilation process, implausible points such as the tribute that were not found in the "The Veritable Record of Ming Dynasty" (明實錄) were eliminated and the invented discourse became apparently plausible.